

## 第 4 0 8 号 答 申

### 第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った、第 3に掲げる各決定（以下これらを「本件各処分」という。）に対する審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）の対象となる行政文書を一部公開とした決定のうち、別表に掲げる「公開すべき情報」の部分を非公開とした決定は妥当ではないので公開すべきであるが、その他の部分を非公開とした決定は、妥当である。

### 第 2 審査会における判断及び答申

本件各審査請求は、審査請求人A、B、C、D、E、F及びG（以下これらの者を「本件各審査請求人」という。）から提起されたものであるが、対象となる行政文書が全て同一であること及び本件各審査請求人の主張は多少の差異はあるものの、おおむね同様の主張であり、検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うこととする。

### 第 3 本件各審査請求に至る経過

#### 1 審査請求人Aが行った審査請求（以下「本件審査請求①」という。）について

(1) 平成30年 9月27日、審査請求人Aは、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次の文書の公開請求（以下「本件公開請求①」という。）を行った。

土地区画整理事業における事業計画の

改善検討支援業務

調査報告書

平成29年 3月24日

一般社団法人 全国日本土地区画整理士会

※黒ぬりない物を請求します。

(2) 同年10月 5日、実施機関は、本件公開請求①に対して、土地区画整理事業における事業計画の改善検討支援業務 調査報告書 平成29年 3月24日 一般社団法人 全国日本土地区画整理士会（以下「本件行政文書」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を審査請求人Aに通知した。

(3) 平成31年 1月11日、審査請求人Aは、本件処分①を不服として、審査庁である名古屋市長（以下「審査庁」という。）に対して本件審査請求①を行った。

2 審査請求人Bが行った審査請求（以下「本件審査請求②」という。）について

(1) 平成31年 1月22日、審査請求人Bは、条例に基づき、実施機関に対し、次の文書の公開請求（以下「本件公開請求②」という。）を行った。

土地区画整理事業における  
事業計画の改善検討支援業務  
調査報告書  
平29年 3月24日  
一般社団法人 全日本土地区画整理士会

(2) 同年 2月 4日、実施機関は、本件公開請求②に対して、本件行政文書を特定し、一部公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を審査請求人Bに通知した。

(3) 同月14日、審査請求人Bは、本件処分②を不服として、審査庁に対して本件審査請求②を行った。

3 審査請求人Cが行った審査請求（以下「本件審査請求③」という。）について

(1) 平成31年 3月22日、審査請求人Cは、条例に基づき、実施機関に対し、次の文書の公開請求（以下「本件公開請求③」という。）を行った。

土地区画整理事業における事業計画の  
改善検討支援業務  
調査報告書  
平成29年 3月24日  
一般社団法人  
全日本土地区画整理士会

(2) 同月29日、実施機関は、本件公開請求③に対して、本件行政文書を特定し、一部公開決定（以下「本件処分③」という。）を行い、その旨を審査請求人Cに通知した。

(3) 同年 4月12日、審査請求人Cは、本件処分③を不服として、審査庁に対して本件審査請求③を行った。

4 審査請求人Dが行った審査請求（以下「本件審査請求④」という。）について

(1) 平成31年 3月 4日、審査請求人Dは、条例に基づき、実施機関に対し、次の文書の公開請求（以下「本件公開請求④」という。）を行った。

土地区画整理事業における事業計画の改善検討支援業務調査書

平成29年 3月24日

一般社団法人 全日本土地区画整理士会

※黒ぬりではないものを請求します。

(2) 同月18日、実施機関は、本件公開請求④に対して、本件行政文書を特定し、一部公開決定（以下「本件処分④」という。）を行い、その旨を審査請求人Dに通知した。

(3) 同年 4月13日、審査請求人Dは、本件処分④を不服として、審査庁に対して本件審査請求④を行った。

5 審査請求人Eが行った審査請求（以下「本件審査請求⑤」という。）について

(1) 平成31年 3月 4日、審査請求人Eは、条例に基づき、実施機関に対し、次の文書の公開請求（以下「本件公開請求⑤」という。）を行った。

土地区画整理事業における事業計画の改善検討支援業務調査報告書

平成29年 3月24日

一般社団法人全日本土地区画整理士会

※黒ぬりではないものを請求します。

(2) 同月18日、実施機関は、本件公開請求⑤に対して、本件行政文書を特定し、一部公開決定（以下「本件処分⑤」という。）を行い、その旨を審査請求人Eに通知した。

(3) 同年 4月13日、審査請求人Eは、本件処分⑤を不服として、審査庁に対して本件審査請求⑤を行った。

6 審査請求人Fが行った審査請求（以下「本件審査請求⑥」という。）につ

いて

- (1) 平成31年 3月 4日、審査請求人Fは、条例に基づき、実施機関に対し、次の文書の公開請求（以下「本件公開請求⑥」という。）を行った。

土地区画整理事業における事業計画の  
改善検討支援業務調査報告書  
平成29年 3月24日  
一般社団法人全日本土地区画整理士会  
黒ぬりでないものを請求します。

- (2) 同月18日、実施機関は、本件公開請求⑥に対して、本件行政文書を特定し、一部公開決定（以下「本件処分⑥」という。）を行い、その旨を審査請求人Fに通知した。

- (3) 同年 4月16日、審査請求人Fは、本件処分⑥を不服として、審査庁に対して本件審査請求⑥を行った。

7 審査請求人Gが行った審査請求（以下「本件審査請求⑦」という。）について

- (1) 平成31年 3月 4日、審査請求人Gは、条例に基づき、実施機関に対し、次の文書の公開請求（以下「本件公開請求⑦」という。）を行った。

土地区画整理事業における事業計画の  
改善検討支援業務調査報告書  
平成29年 3月24日  
一般社団法人全日本区画整理士会  
※黒ぬりでないものを請求します。

- (2) 同月18日、実施機関は、本件公開請求⑦に対して、本件行政文書を特定し、一部公開決定（以下「本件処分⑦」という。）を行い、その旨を審査請求人Gに通知した。

- (3) 同年 4月15日、審査請求人Gは、本件処分⑦を不服として、審査庁に対して本件審査請求⑦を行った。

#### 第 4 実施機関の主張

- 1 本件公開請求①から⑦まで（以下「本件各公開請求」という。）に対する決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書の一部を公開しない理由と

して、おおむね次のとおり主張している。

(1) 本件行政文書に記載されている理事会の発言内容等は、公にすることにより、当該法人等に明らかに不利益を与えると認められるものであるため、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当する。

(2) 本件行政文書に記載されている検討段階の数値等は、本市の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、条例第 7 条第 1 項第 4 号に該当する。

(3) 本件行政文書に記載されているヒアリング結果は、個人または法人等が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、当該個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものであるため、条例第 7 条第 1 項第 6 号に該当する。

2 上記 1 に加え、実施機関は、本件各審査請求に対する弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 中志段味特定土地区画整理事業（以下「本件事業」という。）については、昭和44年に本件事業の発起人会（以下「発起人会」という。）が設立され、土地区画整理法（昭和29年法律第 119号。以下「法」という。）第 75 条の規定に基づき、発起人会から実施機関に対して技術援助申請がなされた。これを受け、本市は、土地区画整理組合の設立を支援するため、土地区画整理事業の事業化に向けた基礎調査や事業計画の検討等に協力してきた。平成 7 年10月には、発起人会から実施機関に対し中志段味特定土地区画整理組合（以下「本件組合」という。）の設立認可申請がなされ、実施機関は平成 7 年12月に設立認可を行った。

(2) その後、組合施行の土地区画整理事業として本件事業が推進されてきたが、本件組合が過年度の事業実績や、社会情勢の変化等を踏まえ、現行の事業計画の精査、資金計画の検証を行ったところ、現状のまま事業を推進していく場合、大幅な資金不足が発生するおそれがあることが明らかになり、平成28年 9 月、本市は本件組合から、その旨の報告を受けるとともに、事業計画の見直しに対する支援の要望書を受領した。

(3) これを受け、実施機関は、法第 123 条の規定に基づき、平成28年10月に、本件組合に対し、事業計画の見直しに対し積極的に支援していく旨の回答

書を送付するとともに、本市として事業計画の見直し方策を検討することとした。検討に当たっては、まずは大幅な資金不足に陥った原因を客観的かつ専門的に把握することが必要と考え、本市はその調査を一般社団法人全日本土地区画整理士会（以下「士会」という。）に委託した。

- (4) こうした経過のもと、本件行政文書は、士会が本市からの委託を受けて作成したものであり、本件組合に至る経緯や組合運営の実態を把握し、本件事業の改善の必要性が生じるに至った要因について、第三者としての立場から調査を実施し、平成28年度時点における見解をとりまとめたものである。

なお、平成29年度には、調査を受託した士会から本件組合に対し、この調査結果のとりまとめ部分を提出のうえ説明も実施しており、適切に開示され、本件組合員に対しても周知されているところである。

- (5) 本件行政文書には、その調査結果のとりまとめ部分以外にも、その調査の過程で収集・分析した情報が含まれており、本件各審査請求人に対しては可能な限りの情報を開示したところであるが、以下の情報については、条例の規定に基づき、一部非公開とした。

- (6) 本件組合の事業情報について（条例第 7条第 1項第 2号に該当）

本件事業の経過を把握、分析するために本市が収集した本件組合の事業情報は、実施機関が、法第 125条の権限により得たものであり、本件組合の理事や本件組合から本件事業のコンサルタント業務を委託された公益財団法人名古屋まちづくり公社（以下「公社」という。）以外には知り得ない、本件事業を行う上での内部管理に関する情報である。これらの情報は、本件組合の事業運営に支障をきたすおそれがあることから、外部に公開されていない情報であり、公にされた場合、本件組合に明らかに不利益を与えると認められる。

- (7) 内部の審議、検討段階の情報について（条例第 7条第 1項第 4号に該当）

本件行政文書には、発起人会からの技術援助申請を受け、本市が実施した本件組合の設立や土地区画整理事業の事業化に向けた基礎調査や検討に関する情報が含まれている。当初の事業計画は、事業計画案として実施機関に対して本件組合の設立認可申請時に提出されているが、本件行政文書には、事業計画を立案する過程で、本市が仮に設定した条件に基づき試算・検討した結果や図面が含まれており、それは、本市の内部における審議、検討又は協議に関する情報である。

したがって、これらの情報を公にすることにより、未確定段階の情報が確定されたものと誤解され、今後の事業見直しにおける検討・協議・合意形成や事業の運営に支障をきたし、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められる。

(8) 任意提供情報について（条例第 7 条第 1 項第 6 号に該当）

本件行政文書には、これまで本件事業に携わってきた主要な事業関係者に対して実施したヒアリングに関する情報が含まれている。このヒアリングは、収集した資料の分析による調査を補うため、法第 125 条に基づく調査の一環として実施したものであるが、正確な情報や正直な意見を聞き取るために、そのヒアリングの対象者やヒアリングの内容を公表しないことを条件に実施している。このため、これらの情報は、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であり、かつ、公にしないことが合理的であると認められる。

(9) 以上のことから、本件各処分は妥当なものであり、本件各審査請求は理由のないものである。したがって、本件各審査請求を理由のないものとして棄却するとの裁決を求める。

3 加えて、実施機関は、口頭による意見陳述においておおむね次のように述べている。

(1) 条例第 7 条第 1 項第 2 号により非公開とした情報について

ア 条例第 7 条第 1 項第 2 号に基づき非公開とした本件組合理事会議事録（以下「本件議事録」という。）に関する情報（以下「本件議事録情報」という。）並びに公社の内部での検討内容、公社が発注した委託の内容及びその成果物の内容（以下これら同号に基づき非公開とした情報から本件議事録情報を除いたものを「本件情報①」という。）は、法第 125 条に基づき、実施機関が監督庁として実施した検査において本件組合から得たものであり、本件組合の理事と公社以外は知り得ない当該組合の事業に関する情報である。

イ これらの情報は、情報取得元である本件組合が事業の運営に支障をきたすおそれがあると判断して、外部には公開していない情報である。本件事業は組合施行の事業であることから、本市は本件組合の判断を尊重すべき立場にある。

ウ 特に本件議事録については、理事の率直な意見の交換を担保するために本件組合自体が非公開の決定をしている情報であり、これが公にされ

ると今後の本件組合理事会での協議や検討、意思決定が困難になり、本件組合にとって明らかな不利益であるといえる。

エ 以上により、本件情報①及び本件議事録情報は、法人の事業に関する情報であって、公にすることにより、本件組合に明らかに不利益を与えると認められる非公開情報であるといえる。

(2) 条例第 7 条第 1 項第 4 号により非公開とした情報について

ア 条例第 7 条第 1 項第 4 号に該当するとして非公開とした部分は、本件事業施行区域の変更・分割・縮小や保留地の処分、収支不足額等の事業計画や資金計画に係る情報（以下これらを「本件情報②」という。）であり、これらの情報が本市の内部的な審議、検討又は協議に関する情報であることは明らかである。これらの情報は、本件事業の事業化や事業推進に向けた検討段階の、仮設定した条件に基づく未確定な情報でもある。

イ 本件各公開請求が行われた平成30年度は、まさに本件事業の再建計画案が練られていた時期であったことから、本件組合員及び当該組合の債権者たる金融機関にとっては、区域変更・分割・縮小や保留地の処分、収支不足の額等に関する情報は極めて関心の高いものであった。

ウ そのため、こうした情報のうち、本件事業の施行を開始した平成 7 年以降の情報を公開すると、仮定に基づくシミュレーションや本市が判断したものではない検討段階での未確定な情報が、本市の意見として確定されたものだと市民に誤解され、その誤解を解く機会もなく SNS 等で情報が拡散される可能性があり、市民のみならず本件組合員や債権者である金融機関の間に不当に混乱を生じさせるおそれがある。

エ したがって、本件情報②は、本市の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれのある非公開情報であるといえる。

(3) 条例第 7 条第 1 項第 6 号により非公開とした情報について

ア 条例第 7 条第 1 項第 6 号により非公開とした情報は、実施機関が本件事業関係者にヒアリングを行い取得した情報（以下「本件情報③」という。）である。

イ ヒアリング内容の公開は、「ヒアリングの結果そのものは公開しない、



かつ誰がどのような話をしたかについての秘密は厳守する」としたヒアリング実施当時の約束を反故にすることを意味し、本市に対する市民の信頼は大きく損なわれることになる。

その結果、今後本市が行ういかなるヒアリングにおいても協力を得ることが難しくなるほか、各種民間が行う事業について許認可庁の立場として情報を集めることも困難になることが予想されるため、このことが市政運営に与える影響は大きいといえる。

ウ また、本件事業において、本件組合役員経験者とのヒアリング時に交わした約束を反故にすることにより、本市と本件組合役員との間の信頼関係が損なわれ、本市が行う事業への支援や指導監督に支障が生じ、結果として事業そのものが滞るおそれがある。

エ 加えて、ヒアリング情報は記憶に基づく極めて個人的な見解であるため、正確性や客観性に乏しく、このような内容が公になると、本市、公社又は本件組合の意思決定と混同されて、無用な誤解により当該組合内や地元住民に混乱が生じ、本件事業の長期化や事業の破綻といった不利益につながるおそれがある。

オ したがって、本件情報③を公にすることで重大な不利益が生じるおそれがあることから、条例第 7 条第 1 項第 6 号に該当するので非公開が妥当であると考えます。

## 第 5 本件各審査請求人の主張

本件各審査請求に対して、本件各審査請求人は次のとおり主張している。

### 1 審査請求人 A の主張

#### (1) 本件審査請求①の趣旨

本件審査請求①に係る処分のうち非公開とした部分を取り消すとの裁決を求める。

#### (2) 本件審査請求①の理由

審査請求人 A が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している本件審査請求①の理由は、おおむね次のとおりである。

ア 本件審査請求①に係る処分は、次の通り違法不当である。

(ア) 条例第 7 条第 1 項第 2 号、第 7 条第 1 項第 4 号、第 7 条第 1 項第 6 号に該当するとはいえないため。

(イ) 黒ぬりにした理由が分からないため。

イ 非公開理由として個人が識別できる内容等の主張があったが、明らかにそれ以外に非公開にされている部分が見受けられる。

ウ 本件事業における全ての報告書は、本件組合員が知る権利があり、自分の財産を守る権利がある。

個人の財産を脅かす区画整理事業の内容すら理解できない程の本件行政文書の黒塗り部分に対して公開を求める。

エ 弁明書において、実施機関は、審査請求人に対して可能な限り情報を開示し、条例の規定に基づき一部非公開したと主張するが、審査請求人がどんな内容か理解できない資料に対し、一部非公開にはならず、この部分だけでも審査請求の内容を理解しての主張でないのが分かる。

オ 税金を使って調査した行政文書であれば、納税者には見せるべきである。

カ 本件行政文書は、地権者には全く公開されず、何が書いてあるか分からないくらい黒塗りになっている。黒塗りにする理由を納得できるもので明確にしてほしい。地権者なので、内容が分からないと次に進めない。

キ 本件組合が資金不足になった原因に関し、概要版は見たが、元が90頁を超えるものとは、報道を見て初めて知って驚いた。

ク 本件行政文書の黒塗り部分は、市民が混乱するような部分が黒塗りになっているとはいえず、名古屋市が混乱する部分が黒塗りしていると感じる。

ケ 悪しき前例とならないよう、情報を市民に公開するのがよい。

## 2 審査請求人Bの主張

### (1) 本件審査請求②の趣旨

すべての非公開部分の公開をせよとの裁決を求める。

### (2) 本件審査請求②の理由

審査請求人Bが審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している本件審査請求②の理由は、おおむね次のとおりである。

ア 本件事業の失敗の内容が含まれていて、公開することにより本来の責

任が明白になり、問題が解決する。最短と最善の結果をもたらす。社会全体に有益でベストである。

イ 法人に不利益を与える情報であっても、公にすることが公益上特に必要であると認められる（条例第 7条第 1項第 2号ただし書ウに該当）。

ウ 審議検討中の情報であっても、公にすることで不当に市民の間に混乱を生じさせることはない。真実を知ることが正しい選択や判断ができ、地域社会に有益に働くため、むしろ公開しないことが、不当に市民の間に混乱を生じさせる。

エ 条例第 7条第 1項第 6号には該当しない。公開することにより現在長期にわたり財産権を奪われ生活を圧迫されている人々の保護につながる。

オ 弁明書において、実施機関は、「平成29年度には、調査を受託した士会から本件組合に対し、この結果のとりまとめ部分を提出のうえ説明も実施しており、適切に開示され、本件組合員に対しても周知されている」と主張するが、本件組合員である審査請求人は十分な説明を受けてはならず、本件組合員に周知されているなど、事実と違う弁明がされていると反論する。

カ 実施機関は、「本件組合に対し、事業計画の見直しに対して積極的に支援していく旨の回答書を送付するとともに、本市として事業計画の見直しを検討する」と主張するが、その調査過程で収集・分析した情報こそ、再建計画には関係者全員が情報共有した上で精査することは重要なことで、情報量に差があっては、本件組合員は適切な判断はできないはずがない。税金を使って調査した内容を非公開にすることこそ問題がある。

キ また、実施機関は、「本件組合の理事や公社以外には知り得ない、本件事業を行う上で内部管理に関する情報だ」と主張するが、その黒塗り部分を本件組合理事には開示していないので事実と異なる。事実とは異なる内容の弁明であれば、本件処分②が妥当であるなどと、棄却されるべき案件ではない、そのことが分かるはずである。

ク 加えて、実施機関は、「事業計画を立案する過程で、本市が仮に設定した条件に基づき試算検討した結果や図面が含まれており、本市の内部における審議検討又は協議に関する情報であり、未確定段階の情報が確定されたものと誤解され、それが不当に市民の間に混乱を生じさせるお

それがある」と主張するが、確定ではない情報として公開すればよいだけの事である。

確定していない情報と分かっている情報と、市民に確定していない情報として誤解はされない。確定ではないのが理由で、混乱を起こすものではないと実施機関は認識すべきである。

ケ 行政側の不利益及び不都合があるから、権利を利用し、黒塗りをしており、本件組合員には明らかに不利益なのか否か内容を知る必要がある。

コ 情報は同時に公平に共有できなければ、正しい判断など出来ない。全ての情報開示をしないことこそ、本件組合に明らかに不利益で、ひいては地権者だけでなく、地域経済にも、社会全体にも不利益を与える行為である。

サ 本件行政文書は、黒塗りを外し、本件組合員や理事、関係者全てに公開すべきである。そうしなければ、本件組合側は、情報が不足し、正しい選択や判断は出来ない。

シ ヒアリングに関する情報の中に、過去の行為に問題がある案件があれば隠すことに問題がある。公に出来ない内容とは、問題そのものではないか。問題があれば改善する必要がある。その問題を隠し事実と違うことを言われれば混乱を招き、改善する機会もなく、それこそ大きな損失である。

ス 黒塗りの部分に業務的に不適切なことが含まれているのではないか。本来は全て公開し、市民の貴重な財産であるので共有すべきである。

セ 過去の失敗を繰り返すことは、多くの人々にとって不利益になる。ひいては地域経済の衰退が続き、本件組合だけではなく、地域活性化を妨げる。都合が悪い情報は隠せばよいという行政側の権利の悪用と情報操作を直ちに改めていただきたい。

今後の地域活性化の基盤を作るべく、本件事業についての知り得た情報は、組合員、地権者、関係者に公開し、より良い再建計画を生み出すために全公開は必要不可欠である。黒塗り部分を外していただくよう要望する。

### 3 審査請求人Cの主張

#### (1) 本件審査請求③の趣旨

本件審査請求③に係る処分のうち非公開とした部分を取り消すとの裁決を求める。

(2) 本件審査請求③の理由

審査請求人Cが審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している本件審査請求③の理由は、おおむね次のとおりである。

ア 本件審査請求③に係る処分は、次の通り違法不当である。

(ア) 条例第7条第1項第2号、第7条第1項第4号、第7条第1項第6号に該当するとはいえなため。

(イ) 黒ぬりにした理由が分からないため、黒ぬりをはずしてほしい。

イ 本件行政文書は、名古屋市予算一千万円を使って調査したと聞いているが、税金を投入して調査させた本件行政文書を黒塗りにすることは、あたかも、責任ある対応を行わなかった名古屋市、公社、本件組合のそれぞれの当事者を庇う行為であると感じる。

ウ 本件組合に明らかに不利益を与えるものであるかどうかの判断を、本件組合を指導・監督する立場として、3回の事業計画の変更認可時に、事業の実態を正確に把握せず、適切な指示を行わなかった名古屋市が判断することに疑念が生じる。

エ 平成29年7月30日の本件組合総代会で本件行政文書の概要版が示された後、本件組合の理事は、平成29年9月4日の時点で本件行政文書を見ていなかったことが確認されている。

本件組合理事が本件行政文書を見ることもないうちに、新聞報道がなされ、当該組合理事及び地権者はどうして自分達のことを自分達が知らされないのか混乱した。

オ 本件行政文書は、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるわけではなく、本件行政文書の黒塗りをはずしたものが公開されることで、混乱するのは名古屋市住宅都市局市街地整備課であると推察できる。

カ 本件事業を検討できる名古屋市職員がいる一方で、議論の土俵にも参加できない多くの地権者は、かけがえのない人生の時間と財産を奪われる犠牲者である。名古屋市と中志段味の地権者との間の圧倒的な情報量の違いは到底公平とはいえず、共通の認識の中で議論を行うことは出来るはずがない。

不当に市民に混乱を生じさせているのは名古屋市であり、直ちに黒塗りをはずしていただくよう意見する。

キ 本件行政文書の黒塗り部分は、市民が混乱するような部分が黒塗りになっているとはいえ、名古屋市が混乱する部分が黒塗りしているので、公明正大に公開してほしい。

#### 4 審査請求人Dの主張

##### (1) 本件審査請求④の趣旨

本件審査請求④に係る処分の内非公開とした部分を取り消しとの裁決に対して求める。

##### (2) 本件審査請求④の理由

審査請求人Dが審査請求書及び反論意見書で主張している本件審査請求④の理由は、おおむね次のとおりである。

ア 本件審査請求④に係る処分は、次の通り違法不当である。

(ア) 条例第7条第1項第2号、第7条第1項第4号、第7条第1項第6号に該当するとは言えない為。

(イ) 黒ぬりにした理由が分からない為、黒ぬりをはずしてほしい。

イ 本件行政文書は、名古屋市の予算一千万円を使って調査したと聞いているが、税金を投入して調査させた本件行政文書を黒塗りにすることは、あたかも、責任ある対応を行わなかった名古屋市、公社、本件組合のそれぞれの当事者を庇う行為であると感じる。

ウ 本件組合に明らかに不利益を与えるものであるかどうかの判断を、本件組合を指導・監督する立場として、3回の事業計画の変更認可時に、事業の実態を正確に把握せず、適切な指示を行わなかった名古屋市が判断することに疑念が生じる。

エ 平成29年7月30日の本件組合総代会で本件行政文書の概要版が示された後、本件組合の理事は、平成29年9月4日の時点で本件行政文書を見ていなかったことが確認されている。

本件組合理事が本件行政文書を見ることもないうちに、新聞報道がなされ、当該組合理事及び地権者はどうして自分達のことを自分達が知らされないのか混乱した。

オ 本件行政文書は、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるわけではなく、本件行政文書の黒塗りをはずしたものが公開されることで、混乱するのは名古屋市住宅都市局市街地整備課であると推察できる。

カ 本件事業を検討できる名古屋市職員がいる一方で、議論の土俵にも参加できない多くの地権者は、かけがえのない人生の時間と財産を奪われる犠牲者である。名古屋市と中志段味の地権者との間の圧倒的な情報量の違いは到底公平とはいえず、共通の認識の中で議論を行うことは出来るはずがない。

不当に市民に混乱を生じさせているのは名古屋市であり、直ちに黒塗りをはずしていただきたい。

## 5 審査請求人Eの主張

### (1) 本件審査請求⑤の趣旨

本件審査請求⑤に係る処分のうち非公開とした部分を取り消すとの裁決を求める。

### (2) 本件審査請求⑤の理由

審査請求人Eが審査請求書で主張している本件審査請求⑤の理由は、次のとおりである。

本件審査請求⑤に係る処分は、次の通り違法不当である。

ア 条例第7条第1項第2号、第7条第1項第4号、第7条第1項第6号に該当するとはいえないため。

イ 黒ぬりにした理由が分からないため黒ぬりをはずしてほしい。

## 6 審査請求人Fの主張

### (1) 本件審査請求⑥の趣旨

本件審査請求⑥に係る処分のうち非公開とした部分を取り消すとの裁決を求める。

### (2) 本件審査請求⑥の理由

審査請求人Fが審査請求書で主張している本件審査請求⑥の理由は、次のとおりである。

本件審査請求⑥に係る処分は、次の通り違法不当である。

ア 条例第7条第1項第2号、第7条第1項第4号、第7条第1項第6号に該当するとはいえないため。

イ 黒ぬりにした理由が分からないため黒ぬりをはずしてほしい。

## 7 審査請求人Gの主張

### (1) 本件審査請求⑦の趣旨

本件審査請求⑦に係る処分のうち非公開とした部分を取り消すとの裁決を求める。

### (2) 本件審査請求⑦の理由

審査請求人Gが審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している本件審査請求⑦の理由は、おおむね次のとおりである。

ア 本件審査請求⑦に係る処分は、次の通り違法不当である。

(ア) 条例第7条第1項第2号、第7条第1項第4号、第7条第1項第6号に該当するとは言えないため。

(イ) 黒ぬりにした理由が分からないため黒ぬりをはずしてほしい。

イ 本件行政文書は、名古屋市の予算一千万円を使って調査したと聞いているが、税金を投入して調査させた本件行政文書を黒塗りにすることは、あたかも、責任ある対応を行わなかった名古屋市、公社、本件組合のそれぞれの当事者を庇う行為であると感じる。

ウ 本件組合に明らかに不利益を与えるものであるかどうかの判断を、本件組合を指導・監督する立場として、3回の事業計画の変更認可時に、事業の実態を正確に把握せず、適切な指示を行わなかった名古屋市が判断することに疑念が生じる。

エ 平成29年7月30日の本件組合総代会で本件行政文書の概要版が示された後、本件組合の理事は、平成29年9月4日の時点で本件行政文書を見ていなかったことが確認されている。

本件組合理事が本件行政文書を見ることもないうちに、新聞報道がなされ、当該組合理事及び地権者はどうして自分達のことを自分達が知らされないのか混乱した。

オ 本件行政文書は、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるわけではなく、本件行政文書の黒塗りをはずしたものが公開されることで、混乱するのは名古屋市住宅都市局市街地整備課であると推察できる。

カ 本件事業を検討できる名古屋市職員がいる一方で、議論の土俵にも参



加できない多くの地権者は、かけがえのない人生の時間と財産を奪われる犠牲者である。名古屋市と中志段味の地権者との間の圧倒的な情報量の違いは到底公平とはいえず、共通の認識の中で議論を行うことは出来るはずがない。

不当に市民に混乱を生じさせているのは名古屋市であり、直ちに黒塗りをはずしていただくよう意見する。

キ 本件行政文書の黒塗り部分は、市民が混乱するような部分が黒塗りになっているとはいえず、名古屋市が混乱する部分が黒塗りしているので、公明正大に公開してほしい。

## 第 6 審査会の判断

### 1 争点

以下の 3 点が争点になっている。

- (1) 本件情報①及び本件議事録情報が条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するか否か。
- (2) 本件情報②が条例第 7 条第 1 項第 4 号に該当するか否か。
- (3) 本件情報③が条例第 7 条第 1 項第 6 号に該当するか否か。

### 2 条例の趣旨及び本件事案に対する審査会の考え方

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

また、本件事業は、第一義的には施行主体である本件組合が推進すべき事業ではあるものの、土地区画整理事業の性質及び同事業の進捗状況から、その影響は、本件組合の組合員にとどまらず、市民の生活にも及ぶことが窺われ、その公益性は高いといえる。

したがって、当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、併せて本件事業の公益性の高さも踏まえ本件事案を判断する。

### 3 本件行政文書について

当審査会において本件行政文書を見分したところ、その内容については、次の事実が認められる。

- (1) 本件行政文書は、上記第 4 の 2(3) 及び(4) のとおり、実施機関が本件

事業の見直し方策を検討するために、大幅な資金不足に陥った原因を客観的かつ専門的に把握することが必要と考え、特定の団体に委託して作成した行政文書であり、本件事業に関し、本件組合設立に至る経緯や組合運営の実態を把握し、本件事業の改善の必要性が生じるに至った原因について、平成28年度時点における見解を取りまとめた資料である。

(2) 本件行政文書は、大別すると、本件事業の経緯、本件事業の判断の妥当性及び詳細調査のポイントの整理、詳細調査における本件組合理事会協議経過及び歴代本件事業担当者へのヒアリング情報並びに資金不足に至った原因のまとめにより構成されている。本件事業の経緯、本件事業の判断の妥当性及び詳細調査のポイントの整理並びに詳細調査における本件組合理事会協議経過においては、特定の法人等から取得した情報が条例第7条第1項第2号に該当するとして、本市の内部における審議又は検討に関する情報が条例第7条第1項第4号に該当するとして非公開とされている。また、歴代本件事業担当者へのヒアリング情報においては、実施機関がヒアリングにより取得した情報及びヒアリング対象者の本件事業担当当時の職位が条例第7条第1項第6号に該当するとして非公開とされている。

(3) 本件事業は、本件各処分時には事業内容の見直しが図られている状況であり、現時点においても本件事業は継続中である。

4 本件情報①及び本件議事録情報の条例第7条第1項第2号該当性についてまず、本件情報①及び本件議事録情報が、条例第7条第1項第2号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件行政文書の作成の趣旨及び内容に照らせば、本件情報①は、本件事業を行う上での公社の内部での検討内容であり、本件議事録情報は、本件組合の理事会において議論がなされた情報であり、これらの情報は、法第125条に基づき、実施機関が監督庁として実施した検査において本件組合から得た当該組合の事業に関する情報であることから、本件情報①及び本件議事録情報が法人等の事業活動に関する情報であることが認められる。

(3) 次に、本件情報①を公開すると本件組合に明らかに不利益を与えるか否かについて検討する。

ア 本件情報①は、本件事業に係る公社の内部での検討内容、公社が発注した委託の内容及びその成果物の内容であり、当審査会が調査したところ、本件情報①が外部に公開されている事実は認められなかった。

イ 当審査会が、本件情報①を見分したところ、公社の本件事業に対する事業活動の情報ではあるものの、本件事業が本件各処分時において継続中の事業であったことを考慮しても、本件情報①は、本件組合が設立された平成 8年から平成21年までの情報であり、相当数年数が経過しており、本件各処分時においてこれらを公開したとしても、本件組合に対し、明らかに不利益を与えるとは認められない。

ウ したがって、本件情報①は条例第 7条第 1項第 2号に該当するとは認められない。

(4) 次に、本件議事録情報を公開すると本件組合に明らかに不利益を与えるか否かについて検討する。

ア 一般的に法人等の理事会においては、当該法人の経営方針等が議論される場であることからすると、これらが公開されることで今後の理事会での協議や検討、意思決定が困難になること及び事業運営に支障をきたすという実施機関の主張に不自然な点は見られないが、本件事業の公益性の高さ等に鑑み、当審査会は、本件議事録について情報取得元である本件組合理事会に意見を聴取した。

イ 本件組合理事会は、本件議事録についておおむね次のように主張している。

(ア) 本件議事録について、本件組合理事会における議事内容が詳細までに記載されたものと認識している。中志段味地区の地権者は、今まで20年以上経過しても事業が進んでいない状況と事業再建により一部の区域を除外したこともあり、本件事業に対して様々な思いを抱えており、本件行政文書に記載されている本件議事録の内容は、地権者によって受取り方に違いが生じ、本件事業や本件組合に対し様々な憶測や誤解を生むものと認識している。

(イ) これらの内容が公開されれば、地権者同士や地域コミュニティの混乱、事業への非協力意識の惹起、本件組合執行部と本件組合員の信頼関係崩壊につながり、本件事業の進捗を妨げるおそれがある。地権者からは、早く事業を進めて、早く土地を使えるようにしてほしいとの声が非常に多くあり、早期の土地利用開始を望んでいる地権者に対し

て、本件組合として事業を停滞させる状況は絶対に避けなければならない。

(ウ) 本件議事録は、法において公開する義務が無く、個人情報等の観点と理事が委縮することなく自由闊達な議論が行えるよう、平成 8年の第 2回理事会で非公開とすることを決めているが、本件事業が継続できないことが判明した平成28年当時は、事業経過を踏まえた上で対策を講じる必要があったので、実施機関が法第 125条に基づく検査を行う上で、認可からの全ての本件議事録を提供した。

(エ) 本件議事録は、事業を指導・監督する立場にある実施機関に提供したものであり、後にその内容を間接的に公開することを前提としたものではなく、また、本件組合理事会としてそのことを了承した上で提供したものでもない。

(オ) 本件議事録の記載内容の公開について、部分的な記載について不利益が生じる又は生じないという問題ではなく、そもそも非公開の情報が名古屋市を通じて間接的に公開されることは、本件組合理事会としてはあり得ないと考えており、名古屋市と本件組合の信頼関係にも影響し、名古屋市への相談や情報提供も控えざるを得ない。

ウ 以上のことを踏まえ、当審査会において本件議事録情報を見分したところ、本件行政文書内において公開されている本件議事録をまとめた概要（以下「本件概要」という。）に直接的又は間接的に記載されている情報及び同一行政文書内に明確な記載はないものの、本件各処分時の本件事業の状況を照らし合わせると予測し得る情報（以下これらを「本件議事録情報①」といい、別表中「実施機関が非公開とした情報」において「中志段味特定土地区画整理組合理事会議事録に関する情報」のうち「公開すべきとした情報」を指す。）並びに本件組合理事会において理事個人が発言した情報及び公知となっていない本件組合の内部管理情報（以下これらを「本件議事録情報②」という。）が記載されていることが認められる。また、平成 8年 3月に開催された第 2回本件組合理事会において本件議事録を非公開とする決定がされたことが認められる。

エ 本件議事録情報①のうち、本件概要に直接的又は間接的に記載されている情報については、その基となっている情報自体が非公開とされているものの、同一行政文書内で当該関連情報が既に公開されていることが認められ、これにより公知であるといえるため、これらが公開されたと

しても、本件組合に対し、明らかに不利益を与えるとは認められない。

オ また、本件行政文書が作成された目的が、本件組合が本件事業を推進する上で資金不足に陥った原因を取りまとめることであったことからすると、そもそも本件組合が資金不足に陥る状態であったことは公知であり、本件議事録情報①のうち、本件概要に記載されていない情報についても、このような状況下で法人等において一般的に議論されると想定される情報であることに加え、これらの情報は、本件組合が設立された平成 8年から平成21年までの情報で、相当数年数が経過しており、さらに本件組合理事会もこれらの情報が公開されることによる具体的な不利益を述べておらず、本件各処分時においてこれらを公開したとしても、本件組合に対し、明らかに不利益を与えるとは認められない。

カ しかし、本件議事録情報②は、本件組合理事個人が発言した内容及び公知となっていない本件組合の内部管理情報であり、本件組合理事会が本件議事録を非公開としていることや、一般的に法人等の理事会において議論される内容を考慮すると、これらの情報は、上記オ同様に相当数年数が経過しているとしても、これらが公開されることで今後の理事会での自由闊達な協議や検討、意思決定が困難になることが認められ、本件組合の事業運営に支障をきたし、本件組合に明らかに不利益を与えるとは認められる。

キ なお、組合施行による本件事業は、第一義的には施行主体である土地区画整理組合の責任において推進されるべき事業であるものの、公共性の高い事業であることに鑑みると、当審査会は、本件組合に明らかに不利益を与えるとは認められる本件議事録情報②が、条例第 7条第 1項第 2号ただし書に該当するか否かも検討する必要があると考えるため、以下検討する。

(ア) 本号ただし書アは、公益上の観点から、法人等又は個人事業者の事業活動により、人の生命、身体又は健康を損ない、又は損なうおそれがあるときは、当該事業活動が違法又は不当であるか否かを問わず、公開しなければならないことを定めたものである。

(イ) 本号ただし書イは、法人等又は個人事業者の違法又は不当な事業活動により、市民生活又は環境の保護に障害が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、公開しなければならないことを定めたものである。

(ウ) 本号ただし書ウは、ただし書ア又はイに掲げる情報に該当しない情

報であっても、公益上の観点から、ア又はイに掲げる情報に準じて、特に公開することが必要であると認められる情報は、公開しなければならないことを定めたものである。

本件議事録情報②を本号ただし書各号の趣旨に照らし合わせると、同号ただし書ア及びイに該当するとは認められないが、同号ただし書ウに該当するか否か検討する。

(エ) 本件行政文書は、上記 3(1) のとおり、本件事業の見直し方策を検討するために、本件組合が大幅な資金不足に陥った原因を取りまとめた調査報告書であり、本件事業に関し、本件組合設立に至る経緯や組合運営の実態を把握し、本件事業の改善の必要性が生じるに至った原因を取りまとめたものであるが、本件議事録情報②のような、本件組合理事個人の発言した内容や公知となっていない内部管理情報を公開しても、審査請求人が主張する自分の財産を守ることが直ちにできるものではなく、公益上の観点から、特に公開することが必要であると認められる情報とまではいえない。

ク 以上のことから、本件議事録情報のうち本件議事録情報①は、条例第 7条第 1項第 2号に該当するとは認められず、本件議事録情報②は、同号に該当し、同号ただし書には該当しないと認められる。

#### 5 本件情報②の条例第 7条第 1項第 4号該当性について

次に、本件情報②が、条例第 7条第 1項第 4号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、行政における審議、検討又は協議に関する非公開情報について定めたものであり、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らして、当該情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件行政文書の作成の趣旨及び内容に照らせば、本件情報②は、本市における審議、検討又は協議に関する情報であると認められる。

(3) 次に、本件情報②を公開すると、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるか否かについて判断する。

ア 本件情報②の条例第 7条第 1項第 4号該当性につき、実施機関は、未確定段階の情報が確定されたものと誤解され、今後の事業見直しにおける検討・協議・合意形成や事業の運営に支障をきたし、不当に市民の間

に混乱を生じさせるおそれがある旨主張する。しかしながら、本件行政文書の作成の趣旨は、本件事業の改善の必要性が生じるに至った原因についての平成28年時点での調査報告であり、本件組合設立以前から平成20年頃までの過去の情報であることが認められ、本件各処分時において本件事業が継続中であったことを考慮しても、本件情報②が公開されることで、実施機関が主張する未確定段階の情報が確定されたものと誤解される状況にあったとはいえない。

イ また、実施機関は、仮定に基づくシミュレーションや本市が判断したものではない検討段階での未確定な情報が、本市の意見として確定されたものだと市民に誤解され、そのような誤解を解く機会もなくSNS等で情報が拡散される可能性があり、市民のみならず本件組合員や債権者である金融機関の間に不当に混乱を生じさせるおそれがある旨主張する。

しかしながら、もとより組合施行による土地区画整理事業は、第一義的には施行主体である土地区画整理組合がその責任において組合員の合意形成を図りながら推進すべきものであり、関係権利者等の利害関係が複雑に絡み合う中、意見調整等に時間を要することは制度上避けることができない。

加えて、本件組合は、本件各処分時点において、施行地区の縮小を伴う事業計画の大幅な変更を検討しようとする段階にあったところ、組合員が自ら過去の経緯を検証し、本件組合の再建のため、建設的な議論をし、正確な判断をしたいと望むのは当然のことであり、本件行政文書の公開による利益は大きい。

一方、本件情報②は、本件各処分までに少なくとも10年以上が経過し、諸情勢が変化しているところ、その公開によって実施機関が主張するような支障をきたすおそれが高いとまでは認め難い。

以上のことから、本件情報②を公開することによる利益と比較衡量して、なお公開することがもたらす支障が重大であるとまではいえず、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとまでは認められない。

(4) したがって、本件情報②は、条例第7条第1項第4号に該当するとは認められない。

## 6 本件情報③の条例第7条第1項第6号該当性について

次に、本件情報③が、条例第7条第1項第6号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、非公開を前提として実施機関に提出した情報を、実施機関が一方的に公開すると、情報を提供した個人の権利利益を害したり、法人等の

活動に支障が生ずる場合があるため、第三者から任意に提供を受けた情報を公にすることの公益と、情報提供者との信頼関係の調整を図り、さらに当該情報の性質等に照らして、なお非公開とすべきものと定めている。

(2) 本号に該当するためには、個人又は法人が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、当該個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものでなければならない。

(3) そこで、本件情報③が、個人又は法人等が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であるか否かを判断する。

ア 実施機関は、本件事業が資金不足に陥った原因を調査するべく、法第125条に基づく調査の一環として、これまで本件事業に携わってきた主要な事業関係者に対してヒアリングを実施しており、本件情報③は、これらのヒアリングに対して個人が実施機関の要請を受けて任意に提供した情報であると認められる。

イ 当審査会が調査したところ、実施機関は、氏名、本件事業に関係していた当時の役職及びヒアリング内容は公開しないことをヒアリング時にヒアリング対象者に向けて説明しており、また、ヒアリング内容に相違がないことを当該対象者に確認し、署名を求めていたことが認められる。

ウ 加えて、公開しないことを前提としている条件に反して公開するとヒアリング対象者と本市との信頼関係を裏切ることにつながるという実施機関の主張に不自然及び不合理な点は認められない。

エ したがって、本件情報③は、通常公にしないとの条件の下で提供されたものであり、公にしないものであると認められる。

(4) 以上のことから、本件情報③は、条例第7条第1項第6号に該当すると認められる。

7 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

## 第7 審査会の処理経過

### 1 調査審議までの経過

#### (1) 本件審査請求①



年 月 日	内 容
平成31年 1月30日	諮問書の受理
3月12日	弁明書の写しの受理
4月22日	反論意見書の受理

(2) 本件審査請求②

年 月 日	内 容
平成31年 3月 7日	諮問書の受理
29日	弁明書の写しの受理
令和元年 5月15日	反論意見書の受理

(3) 本件審査請求③

年 月 日	内 容
令和元年 5月17日	諮問書の受理
6月17日	弁明書の写しの受理
7月22日	反論意見書の受理

(4) 本件審査請求④

年 月 日	内 容
令和元年 5月 7日	諮問書の受理
30日	弁明書の写しの受理
7月22日	反論意見書の受理

(5) 本件審査請求⑤

年 月 日	内 容
令和元年 5月 7日	諮問書の受理
30日	弁明書の写しの受理
6月20日	審査請求人Eに弁明書に対する反論があるとき 反論意見書を提出するよう通知

(6) 本件審査請求⑥

年 月 日	内 容
令和元年 5月13日	諮問書の受理
6月 5日	弁明書の写しの受理
24日	審査請求人Fに弁明書に対する反論があるとき

	反論意見書を提出するよう通知
--	----------------

(7) 本件審査請求⑦

年 月 日	内 容
令和元年 5月21日	諮問書の受理
6月20日	弁明書の写しの受理
7月31日	反論意見書の受理

2 調査審議以降の経過

年 月 日	内 容
令和 3年 9月24日 (第40回第 1小委員会)	調査審議
10月22日 (第41回第 1小委員会)	調査審議
同日 (第41回第 1小委員会)	審査請求人B、C及びGの意見を聴取
11月26日 (第42回第 1小委員会)	調査審議
同日 (第42回第 1小委員会)	審査請求人Aの意見を聴取
令和 4年 4月22日 (第47回第 1小委員会)	調査審議
5月19日 (第48回第 1小委員会)	調査審議
6月 3日 (第49回第 1小委員会)	調査審議
8月 5日 (第51回第 1小委員会)	調査審議
同日 (第51回第 1小委員会)	実施機関の意見を聴取
9月 2日 (第52回第 1小委員会)	調査審議
10月 7日 (第53回第 1小委員会)	調査審議
11月 4日 (第54回第 1小委員会)	調査審議

令和 5年 3月22日 (第58回第 1小委員会)	調査審議
同日 (第58回第 1小委員会)	第三者の意見を聴取
4月21日 (第59回第 1小委員会)	調査審議
5月15日 (第60回第 1小委員会)	調査審議
6月12日 (第61回第 1小委員会)	調査審議
7月 6日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 荒見玲子、委員 川上明彦、委員 渡部美由紀

別表

実施機関が非公開とした情報	公開すべき情報
<p>公益財団法人名古屋まちづくり公社の内部での検討内容、当該公社が発注した委託の内容及びその成果物の内容に係る情報</p>	<p>左記に掲げる実施機関が非公開とした情報全て</p>
<p>中志段味特定土地区画整理組合理事会議事録に関する情報</p>	<p>左記に掲げる実施機関が非公開とした情報のうち以下に掲げる情報</p>
	<p>P22 【設立認可後の事業経過】に係る表のうち平成14年欄の実施機関が非公開とした情報全て</p> <p>P23 ㊸に記載された実施機関が非公開とした情報全て</p> <p>P26 ㊶に記載された実施機関が非公開とした情報全て</p> <p>㊸に記載された情報のうち、実施機関が非公開とした情報全て</p> <p>P44 ㊶に記載された情報のうち、一行目 1文字目から16文字目まで及び二行目 15文字目から33文字目までの情報</p> <p>㊶に記載された情報のうち、一行目 1文字目から39文字目までの情報</p> <p>㊷に記載された実施機関が非公開とした情報全て</p> <p>㊸に記載された実施機関が非公開とした情報全て</p> <p>㊹に記載された実施機関が非公開とした情報全て</p> <p>㊺に記載された情報のうち、一行目 14文字目から24文字目まで及び四行目 21文字目から34文字目までを<u>除く情報</u></p> <p>P45</p>

	<p>㉔に記載された情報のうち、一行目 19 文字目から 28 文字目までの情報</p> <p>㉕に記載された情報のうち、一行目 14 文字目から四行目までに記載された実施機関が非公開とした情報全て</p> <p>㉖に記載された実施機関が非公開とした情報全て</p> <p>P46</p> <p>㉗に記載された情報のうち、一行目、二行目及び三行目に記載された実施機関が非公開とした情報全て並びに四行目 1 文字目から 13 文字目までの情報</p> <p>㉘に記載された情報のうち、一行目及び二行目全文並びに三行目 1 文字目から 10 文字目までの情報</p> <p>㉙に記載された情報のうち、二行目 20 文字目から 42 文字目まで及び三行目 1 文字目から 22 文字目までの情報並びに四行目から七行目までに記載された実施機関が非公開とした情報全て</p> <p>㉚に記載された実施機関が非公開とした情報全て</p> <p>㉛に記載された実施機関が非公開とした情報全て</p> <p>P47</p> <p>㉜に記載された実施機関が非公開とした情報全て</p> <p>㉝に記載された情報のうち、一行目、二行目及び三行目に記載された実施機関が非公開とした情報全て並びに四行目 1 文字目から 10 文字目までの情報</p> <p>㉞に記載された実施機関が非公開とした情報全て</p> <p>㉟に記載された実施機関が非公開とした情報全て</p> <p>㊱に記載された実施機関が非公開とした情報全て</p>
--	---

	<p>㉞に記載された情報のうち、二行目 5 文字目から 24 文字目までの情報</p> <p>P48</p> <p>㉟に記載された実施機関が非公開とした情報全て</p> <p>P49</p> <p>2) 理事会協議経過のまとめのうち、一行目及び二行目に記載された実施機関が非公開とした情報全て</p>
中志段味特定土地区画整理事業施行区域の変更・分割・縮小や保留地の処分、収支不足額等の事業計画や資金計画に係る情報	左記に掲げる実施機関が非公開とした情報全て
実施機関が中志段味特定土地区画整理事業関係者にヒアリングを行い取得した情報	—